令和５年度さいたま市人事委員会第２１回定例会会議結果

１　日　　時　令和６年３月１９日（火）
　　午前８時４５分開会
　　午前１１時３０分閉会

２　開催場所　人事委員会室

３　出 席 者　委員長　白鳥　敏男
　　委　員　大久保　洋一郎
　　（事務局）
　　事務局長外　５名

４　欠 席 者　委　員　久田　冨士子

５　議　　事

議案第４１号　令和６年度職員採用試験・選考の日程について

さいたま市職員の任用に関する規則第５条の規定に基づき、市長、消防長、教育委員会から通知のあった「採用することを予定する職」の状況を踏まえ、令和６年度職員採用試験・選考の日程を決定した。

議案第４２号　令和６年度学芸員採用選考実施要領の制定について

学芸員採用選考について、職員採用選考実施要領第１０項の規定に基づき、選考区分、受験資格、選考方法、採点方法、合格者の選定方法等を定めた「令和６年度学芸員採用選考実施要領」を制定した。

議案第４３号　職員採用試験（選考）実施要領及び転職試験実施要領の改正について

職員採用試験（選考）及び転職試験の試験科目等を一部見直すことにより、試験の負担を軽減し受験者数を確保できるよう、各実施要領を改正することを決定した。

議案第４４号　採用試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱の改正について

大学卒業程度及び高校卒業程度（消防及び消防（救急救命士））の第２次試験において実施する身体検査結果について、身体的条件の判定資料及び面接試験の評定の参考資料とする取扱いの変更に伴い、職員採用試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱について所要の改正を行うことを決定した。

議案第４５号　令和４年（措）第１号から第６号事案までの判定について

地方公務員法第４７条及び勤務条件に関する措置の要求に関する規則第７条の規定により、令和４年（措）第１号から第６号事案までについて判定し、要求者に判定書を送達すること及び当局に判定書の写しを参考送付するに当たり、「要求事項に関連する当委員会の意見」のとおり意見を申し添えることを決定した。

議案第４６号　さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１１条及びさいたま市職員の給与に関する条例第３８条の規定による協議について

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１１条及びさいたま市職員の給与に関する条例第３８条の規定に基づき、市長から協議のあった、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則及びさいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正について、異議がない旨を回答することを決定した。

議案第４７号　さいたま市教職員の給与に関する条例第３４条の規定に基づく協議について

さいたま市教職員の給与に関する条例第３４条の規定に基づき、教育委員会から協議のあった、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の改正について、異議がない旨を回答することを決定した。

議案第４８号　さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づく昇任選考の実施及びさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条の規定に基づく昇格の承認について

さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の規定に基づき、市長、消防長、水道事業管理者、教育委員会、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会から提出された昇任選考願について選考を実施し、併せてさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１９条第１項第１号及び第４項の規定に基づき申請のあった昇格について、承認することを決定した。

議案第４９号　さいたま市職員の定年等に関する条例に基づく勤務延長の決定について

さいたま市職員の定年等に関する条例第４条第２項の規定に基づき、市長から申請のあった勤務延長の期限の延長について、承認することを決定した。

報告第４６号　転職に係る能力認定実施報告について

さいたま市職員の任用に関する規則第１４条の３第１項第２号の規定に基づく転職

に係る能力認定の実施結果について、市長及び教育委員会から同条第２項の規定に基づく報告があったことについて、事務局から報告があった。

議案第５０号　給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１６条の規定に基づき、市長から申請のあった、給料表の適用を受けない市の職員から引き続いて職員となる者（選考により技能職から行政職へ転職する職員）の号給の決定について、承認することを決定した。

議案第５１号　新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１０条第１項第１号及び第１８条の規定に基づき、市長から申請のあった、新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

議案第５２号　人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１０条第１項第１号及び第１８条の規定に基づき、市長から申請のあった、人事交流等により新たに職員となる者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

議案第５３号　人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定等について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１６条及び第４４条の規定に基づき、消防長及び教育委員会から申請のあった、人事交流等により引き続いて職員となる者の号給の決定等について、承認することを決定した。

議案第５４号　市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１０条第１項第１号及び第１８条の規定に基づき、市長及び教育委員会から申請のあった、市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の職務の級及び号給の決定について、承認することを決定した。

議案第５５号　市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定等について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１６条及び第４４条の

規定に基づき、市長及び教育委員会から申請のあった、市立学校の教職員から行政職給料表の適用を受ける職に転任する者の号給の決定等について、承認することを決定した。

議案第５６号　市立学校の教職員（管理監督職）から行政職給料表の適用を受ける職（管理監督職以外の職）に転任する者の号給の決定について

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第１６条の規定に基づき、市長及び教育委員会から申請のあった、市立学校の教職員（管理監督職）から行政職給料表の適用を受ける職（管理監督職以外の職）に転任する者の号給の決定について、承認することを決定した。